参考様式第５－１号

６　農　政　第　９　７　６　号
令　和　６　年　10　月　１　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上田市長

市町村名 （市町村コード）	上田市 （20203）	
地域名 （地域内農業集落名）	丸子地域　依田地区 （御嶽堂、飯沼、北原、茂沢、尾野山）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年6月11日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者未定又は、高齢化などによる離農する農業者の農地面積が、当地区では拡大するものと思われる。新たな農地の受けての確保が必要である。
・ワイン用ブドウ栽培栽培の耕作者が増えてきているが、更なる耕作面積の拡大、集約化が必要になってくると思われる。地域の活性化を図るため、新たな作物として果樹、露地野菜の導入や有機農業への取り組みが課題である。
・傾斜地の畑地については、林地化が進み、鳥獣被害により耕作されている畑が毎年減少している。長年にわたり耕作放棄された畑は、産廃等の不法投棄が絶えない状況となっている。
・後継者がいても、農業に携わらない人や農業機械等を持つ農地所有者が少ないことから、更に荒廃地化が進むことは、地域環境の保全という面からも課題となっている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物とし、傾斜地の畑地では地域の特産物である、そば、果樹を中心に栽培を広げ、団地化を形成する。
・高齢の経営体に代わり、地域の認定農業者を中心に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規農業者を受け入れ、更に農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
・新規就農者や兼業農業者の初期負担軽減のため、農機具のレンタル事業を進める。
・水稲の生産効率向上のため、栽培者が利用できる中小規模のライスセンター（乾燥機）の整備を進める。また出荷調整できる大型冷蔵庫や農産物の廃棄を削減するために加工場の整備を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	233 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	233 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（3）基盤整備事業への取組方針
１９７７年から１９８５年に実施した圃場整備区域の水路等施設は経年劣化による水漏れが多く、暗渠排水は各圃場毎にできず生育管理に支障をきたしている。このため早期に水路施設更新（暗渠含む）の計画を行う。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
兼業農家及び新規就農者への負担軽減のため、農機具などのレンタル事業を委託する。 転作作物（そば、大豆等）の収穫作業等を委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
③水田管理の水位・水温監視、自動給水装置を導入し、作業の効率化と水稲の品質向上に取り組む。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備する。

参考様式第５－１号

６ 農 政 第 ９ ７ ６ 号
令 和 6 年 10 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上田市長

市町村名 （市町村コード）	上田市 （20203）	
地域名 （地域内農業集落名）	丸子地域　長瀬地区 （上長瀬、長瀬中央、下長瀬）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年6月14日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者未定又は、高齢化などによる離農する農業者の農地面積が、当地区では拡大するものと思われる。新たな農地の受けての確保が必要である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物とし、団地化を形成する。
・高齢の経営体に代わり、地域の認定農業者を中心に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規農業者を受け入れ、更に農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（3）基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									

参考様式第５－１号

６ 農 政 第 ９ ７ ６ 号
令 和 6 年 10 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上田市長

市町村名 （市町村コード）	上田市 （20203）
地域名 （地域内農業集落名）	丸子地域　丸子中央地区 （三反田、海戸、沢田、八日町、腰越、中丸子、下丸子）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月22日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者未定又は、高齢化などによる離農する農業者の農地面積が、当地区では拡大するものと思われる。新たな農地の受けての確保が必要である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物とし、団地化を形成する。
・高齢の経営体に代わり、地域の認定農業者を中心に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規農業者を受け入れ、更に農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（3）基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									

参考様式第5－1号

６　農　政　第　９　７　６　号
令　和　6　年　10　月　1　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上田市長

市町村名 （市町村コード）	上田市 （20203）
地域名 （地域内農業集落名）	丸子地域　塩川地区 （石井、坂井、狐塚、郷仕川原、南方、藤原田）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月17日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者未定又は、高齢化などによる離農する農業者の農地面積が、当地区では拡大するものと思われる。新たな農地の受けての確保が必要である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物とし、団地化を形成する。
・高齢の経営体に代わり、地域の認定農業者を中心に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規農業者を受け入れ、更に農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	136　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	136　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0　ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（3）基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									

参考様式第5－1号

６　農　政　第　９　７　６　号
令　和　6　年　10　月　1　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上田市長

市町村名 （市町村コード）	上田市 （20203）	
地域名 （地域内農業集落名）	丸子地域　東内地区 （荻窪、和子、下和子、辰ノ口）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年6月24日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者未定又は、高齢化などによる離農する農業者の農地面積が、当地区では拡大するものと思われる。新たな農地の受けての確保が必要である。
・農機具などの老朽化が激しいが、高齢化が進んでおり、費用面からも更新を行うことができない状況である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物とし、傾斜地の畑地では地域の特産物である、そばを中心に栽培を広げ、団地化を形成する。
・高齢の経営体に代わり、地域の認定農業者を中心に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規農業者を受け入れ、更に農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（3）基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業を一括で行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】
⑧農機具の更新を個人で行っていくことは難しくなっているため、事業体を発足し、農機具の共同利活用を行う。担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備する。

参考様式第５－１号

６ 農 政 第 ９ ７ ６ 号
令 和 6 年 10 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上田市長

市町村名 （市町村コード）	上田市 （20203）	
地域名 （地域内農業集落名）	丸子地域　西内地区 （西内、平井）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年7月4日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者未定又は、高齢化などによる離農する農業者の農地面積が、当地区では拡大するものと思われる。新たな農地の受けての確保が必要である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物とし、団地化を形成する。
・高齢の経営体に代わり、地域の認定農業者を中心に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規農業者を受け入れ、更に農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		31 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（３）基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業を一括で行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									